

大牟田市職員倫理条例・規則の概要

【対象】 一般職に属する大牟田市職員

【目的】 職員の職務の執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する市民の信頼を確保することを目的とする。

大牟田市職員倫理条例・規則のポイント

1 職員が遵守すべき職務に係る倫理原則

2 職員の責務

3 市民等の責務

4 職員とその職員が従事する職務に利害関係のある者との一定の行為を制限

5 報告制度等

職員が公正な職務の遂行を損なう行為を求められた場合の報告及び警告
職員が事業者等から贈与等を受けた場合の報告

6 大牟田市職員倫理審査会を設置

職員が遵守すべき職務に係る倫理原則

- ・ 全体の奉仕者であることを自覚し、不断に倫理の高揚に務める。
- ・ 職務や地位を私的利益のために用いてはならない。
- ・ 職務に利害のある者からの贈与を受けるなど、不信や疑惑を招く行為をしてはならない。

職員の責務

- (1) 公正な職務の遂行を損なう行為を求める要求があった場合、その要求を拒否しなければならない。(拒否義務)

《公正な職務の遂行を損なう行為とは...》

- ・ 許認可や契約等において、特定の事業者等に有利な取扱いをするよう要求する行為
- ・ 公正な入札事務及び契約事務に関し不適當な行為
- ・ 職員の人事の公正さを害する行為
- ・ 不利益処分に関し、その名あて人となるべき事業者等のために有利な取扱いをするよう要求する行為
- ・ その他法令に違反する行為で、特定の者に対し有利(又は不利)な取扱いを求める行為

- (2) 公正な職務の遂行を損なう情報や公正な市政の運営に不当な影響を及ぼす情報を提供してはならない。(守秘義務)

《「提供してはならない情報」とは、以下に掲げるもの等で、公にすることで(2)に該当するものをいう。》

- ・ 市内部又は他自治体や国との間における協議、審議、調査等に関する情報
- ・ 市や国等が行う監査、立入検査、試験、入札に関する情報

市民等の責務

市民等は、職員に対し、公正な職務の遂行を損なうおそれのある行為を求めてはならない。

職員と利害関係者との行為の制限

(1) 利害関係者

職員が職務として携わる次に掲げる事務の相手方

許認可等	補助金等の交付	立入検査・監査	不利益処分
行政指導	事業の発達・改善・調整	契約	入札

- ・ 職員が異動した場合、異動の日から3年間は異動前の利害関係が引続く。
- ・ 他の職員の利害関係者が職員の影響力を他の職員に行使させることで自己の利益を図ろうとする場合、他の職員の利害関係者は、その職員の利害関係者とみなす。

(2) 利害関係者との間で行ってはならないこと(禁止行為)

- ・ 金銭・物品・不動産の贈与を受けること。(せん別、祝儀、香典、供花等含む)
- ・ 金銭の貸付けを受けること。
- ・ 無償で物品・不動産の貸付けを受けること。
- ・ 無償で役務の提供を受けること。
- ・ 未公開株式を譲り受けること。
- ・ 私的な利益のために有利な情報の提供を受けること。
- ・ 供応接待を受けること。
- ・ 飲食、遊技、ゴルフ及び旅行(公務のための旅行を除く。)をすること。
- ・ 利害関係者を保証人として金銭の借入れ・不動産の賃借等を行うこと。

(3) 相手が利害関係者であっても、可能な行為

- ・ 広く一般に配布するための宣伝用物品、記念品の贈与を受けること。
- ・ 職務で、かつ多数の者が出席する立食パーティーやその他の簡素な飲食が提供される会合に出席し、飲食物の提供及び記念品の贈与を受けること。
- ・ 職務で利害関係者を訪問した場合に、提供される物品(文房具等)及び利害関係者の自動車の利用をすること(自動車の利用については、周辺の交通事情から相当と認められる場合に限る)。
- ・ 職務で出席した会議等において、簡素な飲食物等の提供を受け、共に飲食すること。
- ・ 自己の費用を負担して朝又は昼に飲食すること。
- ・ 夜間に、自己の費用を負担して、職務として出席した会議その他打合せのための会合の際に簡素な飲食をすること。
- ・ 夜間に、自己の費用を負担して、管理監督者の許可(公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招くおそれがないと認めるものに限る。)を得て飲食すること。

(4) 禁止行為の特例

- ・ 私的な関係(学生時代からの友人等)があつて、不信や疑惑を招くおそれがない場合、前記(2)の禁止行為を行うことができる。
- ・ 同じ部局で勤務した関係や派遣されて研修を同時に受けた関係があつて、利害

関係者以外の者を含む多数の者が出席し、自己の費用を負担する場合は共に飲食することが可能。

(5) 利害関係者以外の者等との間における禁止行為

- ・ 通常一般の社交の程度を超える供応接待や財産上の利益の供与を受けること
- ・ 物品を購入した場合等に、その場に居合わせなかった事業者等に支払わせること(つけ回し)

公正な職務の遂行を損なう要求を求められた場合の報告制度

- (1) 職員は、公正な職務の遂行を損なう行為を求められた場合、その旨を管理監督者へ報告する。
- (2) 報告を受けた管理監督者は、必要な措置を講じ、その内容を審査会へ通知する。
- (3) 審査会は、管理監督者から通知を受けた内容について審査し、その結果を任命権者へ報告する(必要に応じ、その行為者への警告をすべきかどうか等についての意見を述べる)。
- (4) 任命権者は、審査結果について市長へ報告する。
- (5) 市長は必要に応じ、その行為者に対し警告等を行う。

《管理監督者とは...》

管理職手当の支給を受ける者(課長補佐級以上の職)及び管理監督をする職にあるものをいう。

職員が事業者等から贈与等を受けた場合の報告制度

- ・ 職員は、事業者等から1件につき5千円以上の贈与等(金銭、物品その他財産上の利益の供与、供応接待、講演等に対する報酬を含む)を受けた場合、任命権者に対し贈与等報告書を提出する。
- ・ 提出された報告書は、何人も閲覧することが可能。

《事業者等とは...》

法人及び事業を行う個人並びに当該法人及び事業を行う個人の当該事業の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者をいう。

大牟田市職員倫理審査会

公平性、透明性を確保するため、学識経験を有する委員等で組織し、次の役割を担う。

- ・ 贈与等報告書の審査及び審査結果について任命権者へ報告を行う。
- ・ 管理監督者から不当行為に関する報告があった場合に、その内容の審査及び審査結果について、任命権者への報告等を行う。
- ・ 不当行為に関する審査の結果、必要に応じてその行為者への警告又は措置についての意見を任命権者へ述べる。
- ・ 上記のほか、条例や規則の円滑かつ適正な運用についての意見を述べる。